

平成15年10月1日制定
平成29年11月30日最終改正

中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針
(退職金共済契約に係る)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用部

独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用部は、一般の中小企業退職金共済業務に係る業務上の余裕金（以下「中退共資産」という。）の運用に当たり、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）第78条（余裕金の運用に関する基本方針等）の規定に基づき以下のとおり運用の基本方針を定める。

I 基本的考え方

1 基本原則

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

中退共資産の運用は、一般の中小企業退職金共済制度（退職金共済契約に基づく退職金共済制度をいう。以下「中退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記1、2に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

4 資産構成

(1) 投資対象資産

中退共資産の運用における投資対象は、中退法第77条及び政令等に規定するうち、次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（国内債券、国内株

式、外国債券、外国株式、短期資産)

- ④ 厚生労働大臣の指定する不動産の取得
- ⑤ 被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払込み（生命保険資産）
- ⑥ 財政融資資金への預託（財政融資資金預託金）

(2) 基本ポートフォリオの策定

中退共資産の運用目的を達成するため、基本となる投資対象資産の期待収益率の予測に加え、標準偏差（リスク）と相関係数を考慮する。

将来にわたる最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオを中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。この基本ポートフォリオは毎年度検証を行う。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ（平成29年2月1日改定）

期待収益率 1.10% 標準偏差 1.88%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	79.6%	7.2%	9.9%	3.3%	100.0%
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%	

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産（一般勘定）、長期貸付金、預け金、不動産を含む。

5 自家運用と委託運用

基本ポートフォリオに基づく投資対象資産の運用は、キャッシュフローの確保、収益の向上等の観点から、自家運用と委託運用の適切な分担のもとにこれを行う。

6 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する

II 自家運用（インハウス）

1 自家運用の位置付けと役割

資産運用部は、資産の運用の効率化に資するため、中退法第77条の規定に

基づき、資産の一部について自ら管理運用業務を行う。

この管理運用業務の実施に当たっては、自家運用資産自身の効率的運用に努めるほか、自家運用資産が基本ポートフォリオ全体の総合的な管理を行うため、以下の役割をも担うものとする。

- (1) キャッシュフロー等への対応
- (2) 基本ポートフォリオの維持
- (3) 受託機関のシェア変更時等の現物移管

2 基本的な投資スタンス及びリスク管理

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) 運用に係るコスト（取引コスト、相場判断ミスによる損失等）、メンテナンスコスト（人件費等）の抑制及びインカム・ゲインの確保を目的として、バイ・アンド・ホールドを原則とする。
- (2) 金利変動の影響抑制を目的として、ラダー型ポートフォリオの構築を目指す。
- (3) キャッシュフロー対応を目的として、一部その他目的の有価証券を保有する。

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券（金融債を除く）への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

3 運用対象

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 社債
- (5) 公社債投資信託の受益証券
- (6) 円貨建外国債
- (7) 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

- (8) 厚生労働大臣の指定する不動産の取得
- (9) 財政融資資金預託金
- (10) 長期貸付金（新規運用なし）

III 委託運用

1 信託（金銭信託又は包括信託）による委託運用

中退法第77条第5項の規定に基づき、中退共資産及び林業退職金共済業務に係る業務上の余裕金（以下「中退共資産等」という。）を合同して運用するものとする。

資産運用部から中退共資産等の運用を委託された受託機関及びこれに伴ってその資産の管理を委託された受託機関（以下、管理運用を委託した民間金融機関を「受託機関」といい、区別の必要がある場合、運用を委託した民間金融機関を「資産運用受託機関」、管理を委託した民間金融機関を「資産管理受託機関」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針及び運用スタイル・手法、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

なお、資産運用受託機関が資産管理受託機関と実質的に一体となっている場合には、全体として下記の資産管理受託機関としての選定基準も満たすものとする。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 信用のある格付機関による格付け、ハ) システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、(1) ①に掲げる項目とする。なお、運用ス

タイトル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1) ②に掲げる項目とする。

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

上記(2)の運用の評価を行った結果に基づいて、資産運用部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産運用部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産等の管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産等の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

① 受託者責任

受託機関は、中退共資産等の運用及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる資産運用部の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

② 法令遵守体制の整備

受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努めるものとする。

③ 基本方針及び運用ガイドライン

資産運用部は、資産運用受託機関に対して、本基本方針及び運用ガイドラインを文書で提示し、資産運用受託機関は、これを遵守するものとする。

④ 運用スタイル・手法の明確化

資産運用受託機関は、運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手

法を資産運用部に対して明示し、これを変更する場合は、その旨を資産運用部に文書で通知し、協議を行うものとする。

⑤ 運用の目標

受託機関は、自らの運用スタイル・手法から想定されるリスクの下、期待される収益率の実現を目指して最大限の努力を行うこと。

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産等の管理及び運用に関する情報を資産運用部に対して提供するものとする。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る中退共資産等の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産等の運用に関する報告書を、資産運用部に対し少なくとも四半期ごとに提出するものとする。

この他に資産運用部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

資産運用部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産等の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、資産運用部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに資産運用部に対し報告を行い、指示に従うこと。

(5) 資産運用上等の遵守事項

資産運用受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

① 単独運用の原則

原則として、他の委託者の資産と合同で運用を行わず単独の運用とし、合同で運用を行う際には事前に資産運用部と協議を行うものとする。

② フルインベストメントの原則

運用ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。

③ 取引コストの考慮

有価証券の頻繁な売買に伴う取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避ける。

④ ベンチマーク

ベンチマークとしては、原則として各資産に対し次の指標等を用いることとする。

イ) 国内債券

NOMURA-BPI 総合

ロ) 国内株式

TOPIX (配当込み)

ハ) 外国債券

シティ世界国債インデックス

(日本を除く、円ヘッジ・円ベース)

ニ) 外国株式

MSCI KOKUSAI (円ベース、配当込み、GROSS)

なお、運用スタイル・手法からみて合理的な理由があると判断する場合には上記以外のベンチマークを用いることとし、その旨運用ガイドラインに明記するものとする。

⑤ 株主議決権の行使

中退共資産等の価値を維持し、中長期的により高い運用収益を確保するために、株主議決権を適切に行使するものとする。

資産運用部は、受託機関に対し株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

(6) 資産管理上の留意点

資産管理受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意する。

2 生命保険資産による委託運用

(1) 新団体生存保険 (特別勘定)

信託 (金銭信託又は包括信託) による委託運用に準拠する。

(2) 新企業年金保険 (一般勘定)

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力 (信用ある格付機関の格付けを含む)、ロ) 利回りや流動性等の商品性、ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等を評価の上行う。

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は、①に準じた評価を行う。

③ 生命保険会社のシェア変更

イ) 評価結果に基づいて行うシェア変更

②の評価結果に基づいて、資産運用部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。

評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

ロ) 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ハ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

④ 生命保険会社の経営内容、資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容に関する報告書、資産の管理及び運用に関する報告書を、資産運用部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に資産運用部から要請があった場合には、生命保険会社はその指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

資産運用部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに資産運用部に対し報告を行い、指示に従うこと。

3 有価証券信託による委託運用

(1) 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力

及び運用内容のディスクロージャー、へ) 信用のある格付機関による格付け、ト) システム対応状況等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

① 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

② 定性評価

定性評価の項目は、(1)に掲げる項目とする。

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

上記(2)の運用の評価を行った結果に基づいて、資産運用部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産運用部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務

受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

① 受託者責任

中退共資産の運用及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者たる資産運用部の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

② 法令遵守体制の整備

法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努める

ものとする。

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況に係る中退共資産の管理に関する報告書を、資産運用部に対し少なくとも四半期ごとに提出するものとする。この他に資産運用部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

資産運用部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに資産運用部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

(5) 資産運用上の遵守事項

受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

① 債券貸付形態

担保付貸付に限る。

② 債券及び担保金の貸付期間

貸付実行日から貸付終了日までが原則3ヵ月(応当日)以内に限る。

(6) 資産管理上の留意点

受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。

IV 運用管理体制

1 運用体制の整備、充実

- (1) 運用業務は資産運用部においてこれを行う。同部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。
- (2) 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

2 資産運用企画会議の設置

中退共資産の運用に関する基本方針の案、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置する。

V 基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合、資産運用委員会の議を経て理事会で決議し変更できるものとする。